

春の

毎月1日は秋田県交通安全の日
平成28年4月6日(水)～4月15日(金)

全国交通安全運動

急がずに マナーとゆとりで 交通安全

子供と高齢者の交通事故防止

「手で合図し合う運動」推進中

止まりました
どうぞ!

渡ります!

横断歩道は歩行者優先です

新入学(園)児を交通事故から守ろう

通学(園)路では思いやり運転を心がけましょう

4月10日は交通事故死ゼロを目指す日です

主唱◎秋田県交通安全対策協議会

秋田県 秋田県警察



◆4・5月は**自転車の安全利用推進強調期間**です◆

◇毎月15日は**自転車利用マナーアップの日**です◇

自転車の安全利用の推進

★自転車安全利用五則を守ろう

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子供はヘルメットを着用



自転車による事故で高額な**損害賠償**を求められるケースがあります。

事故に備え、**自転車保険**に加入しましょう。

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 後部座席でも、必ずシートベルトを着用しましょう。
- チャイルドシートは、子供の体格にあったものを正しく使用しましょう。



飲酒運転の根絶



- 飲酒運転をするおそれのある者に車を貸した人、お酒を提供した人は、厳しく罰せられます。
- 飲酒運転の車に同乗した人も、厳しく罰せられます。
- 飲酒運転は「絶対にしない!させない!」を、家庭・職場・地域で徹底しましょう。

飲酒運転の罰則 (酒酔い運転の場合)

- | | |
|---------|-----------------------|
| ◆ドライバー | } 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 |
| ◆車両の提供者 | |
| ◆酒類の提供者 | } 3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 |
| ◆同乗者 | |

お問い合わせ

◎秋田県警察本部 代表電話 018-863-1111

◎各警察署

このチラシは40,000部作成し、1部あたり2.35円です。

◎秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班

電話 018-860-1523

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。